

## 多様な社会資源が実施主体となり効果的で効率的なサービスを提供

次期介護保険制度改正の目玉の一つが、介護予防の訪問介護と通所介護の地域支援事業への移行だ。民間事業者やボランティア、地域住民などさまざまな主体がサービスを提供する新たな取り組みは、地域包括ケアシステムを推進するうえで欠かせない。「ここで、今回の見直しの概要について解説する。

### 介護予防の訪問介護と通所介護 地域支援事業に移行

2012年の介護保険制度改正では地域包括ケアシステムの構築に向けて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービスが導入されたほか、地域支援事業として、地域の人材や社会資源を活用しながら、市町村の判断で介護予防サービスや配食・見守りなどを生活支援サービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されたことは記憶に新しい。しかし、鳴り物入りで誕生したこれら的新サービスは伸び悩んでいるのが現状だ。

こうした反省を踏まえて、厚生労働省は地域包括ケアシステムの強化に向けて、介護保険部会で議論を重ねてきた。同部会は13年12月20日に、同部会これまでの議

見直しに関する意見」を公表した。このなかで、地域包括ケアシステムの構築について、地域支援事業の見直しと併せて予防給付を見直す方針を掲げた。具体的には、一人暮らし高齢者の増加や家族介護力の低下といった要因で、生活支援のニーズが高まっている現状に鑑みた、「介護予防・日常生活支援総合事業」の見直しが挙げられる。その一環として、サービス種類や内容、人員基準、単価などが全国一律だった介護予防訪問介護と介護予防通所介護を17年度末までに地域支援事業に移行させ、「新しい総合事業」に位置づけることになった(図)。

当初は、すべての介護予防給付を地域支援事業に移行させる方針だったが、訪問介護と通所介護以外は「多様な形態でのサービス提供

### 要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行 (介護予防・生活支援サービス事業)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、事業にすべて移行(2017年度末まで)
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

#### 予防給付によるサービス

訪問介護  
通所介護

訪問介護、通所介護について事業へ移行

訪問看護  
訪問リハビリテーション  
通所リハビリテーション  
短期入所療養介護  
居宅療養管理指導  
特定施設入所者生活介護  
短期入所者生活介護  
訪問浴介護  
認知症対応型通所介護  
小規模多機能型居宅介護  
認知症対応型共同生活介護  
福祉用具貸与  
福祉用具販売  
住宅改修など

#### 新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

訪問型サービス  
・多様な担い手による生活支援  
・ミニデイなどの通いの場  
・運動、栄養、口腔ケア等の教室  
通所型サービス  
・運転、栄養、口腔ケア等の教室  
生活支援サービス  
(配食・見守り等)

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進する場合、基本チェックリスト該当で利用可



出典:厚生労働省資料

の余地がない」という理由から、最終的にはこれら以外のサービスは従来どおりの予防給付で行う。  
「新しい総合事業」は、要支援者と二次予防事業対象者が利用する訪問型・通所型サービスの「介護予防・生活支援サービス事業」と、すべての高齢者を対象にした「一般介護予防事業」に分かれる。前者の訪問型サービスでは、NPOや民間事業者、社会福祉法人などによる掃除や洗濯などの生活支援サービスや、住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス、訪問介護事業者の身体介護など、多様な担い手により生活支援を行つ。通所型サービスでは、通所介護事業者による機能訓練等の通所介護のほか、NPOや民間事業者による機能訓練等の通所介護などが運営するミニデイサービスや住民主体のサロン、リハビリや栄養、口腔ケア等の専門職がかわる教室などを提供する。その他、配食や見守り等の生活支援サービスがある。  
この事業の特徴は、地域の多様な社会資源を活用している点にある。

元気高齢者もその1つに含まれているが、これには地域のなかで社会的役割を果たすことにより高齢者の生きがいや介護予防につなげていく狙いがある。また、事業費の単価は、サービス内容に応じて市町村が独自に設定できるが、訪問型・通所型サービスについては、現在の介護予防訪問介護と介護予防通所介護の報酬以下の単価を設定する。さらに、市町村が创意工夫事例や事業における留意点などを盛り込んだガイドラインを策定する。

### セキスイ製 ポータブルトイレをお使いのお客様へ 無償交換のお知らせ

弊社が、1996年(平成8年)から2002年(平成14年)まで製造・販売したポータブルトイレの一部で、転倒などの際にひじ掛けと背もたれのすき間に身体の一部を挟んで事故につながる可能性があることが判明しました。つきましては、事故防止のため対象製品を回収し、すき間のない代替品と無償で交換させていただきます。対象製品をご使用中またはお持ちのお客様におかれましては、ご使用に注意していただき、至急、下記の窓口までご連絡いただきお預け下さい。

成功するかどうかは、介護事業者にも大きく影響する。前回の改正の二の舞になるようなことだけは避けなければならない。

**SEKISUI**

無償交換のお知らせ

弊社が、1996年(平成8年)から2002年(平成14年)まで製造・販売したポータブルトイレの一部で、転倒などの際にひじ掛けと背もたれのすき間に身体の一部を挟んで事故につながる可能性があることが判明しました。つきましては、事故防止のため対象製品を回収し、すき間のない代替品と無償で交換させていただきます。対象製品をご使用中またはお持ちのお客様におかれましては、ご使用に注意していただき、至急、下記の窓口までご連絡いただきお預け下さい。

成功するかどうかは、介護事業者にも大きく影響する。前回の改正の二の舞になるようなことだけは避けなければならない。

すき間の確認方法

【横から見た図】  
ひじ掛けと背もたれにすき間があります。

【立体図】  
すき間  
ひじ掛け  
フタ  
背もたれ  
SEKISUI

社名の確認方法

ひじ掛けと背もたれにすき間があります。

お客様お問い合わせ先

専用フリーダイヤル  
0120-011-578(無料)  
受付時間：午前9時～午後5時  
専用FAX  
0120-231-756(無料)  
受付時間：午前9時～午後5時  
E-mail  
products\_i@sekisui.com

HPアドレス：<http://www.sekisui.co.jp/>

積水化学工業株式会社